

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 報告第1号 損害賠償額の専決処分の報告について

○議長（阿部六平君） 日程第1、報告第1号損害賠償額の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 報告第1号損害賠償額の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

専決処分書をお開きください。

1、損害賠償の相手方、岩手県陸前高田市陸前高田市長戸羽 太、岩手県陸前高田市高田町鳴石42番地5。

2、損害賠償の額、3万3,947円。

3、示談の内容、損害の額のとおりとし、双方とも今後いかなる事情が発生しても異議の申し立てをしない。

4、損害賠償の原因であります。本年2月4日午後2時25分ごろ、役場庁舎駐車場内において、職員が運転する車両が後進した際、後方不注意により駐車していた陸前高田市の公用車に接触し、損傷を与えたものであります。

専決処分日は、2月21日であります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 陸前高田の市長さんが、わざわざこうして大槌町に来て交通事故という事態になったようですけれども、別に高田市長に恨みがあるとかそういうことではなくて間違っただけの事故だと思うんですけれども、片方は市長さんだけでも、こちらのほうの大槌町のほうの車は誰の車で、誰といえば役場だろうけれども、そっこのほうに損害はなかったのかどうか、その辺のところをお伺いしておきます。

○議長（阿部六平君） 総務部次長。

○総務部次長（澤館和彦君） 女性職員が運転する車でした。それで、後ろのギアバンパーですか、それとフロントをこすったという状態です。それで、うちのほうの被害額に

については2万ちょっとぐらいだったと思います。そういう状態です。（「進行」の声あり）

○議長（阿部六平君） 進行します。質疑を終結いたします。

本件は、ただいまの説明をもって報告処理いたします。

○

日程第2 議案第5号 大槌町畜産振興基金条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程第2、議案第5号大槌町畜産振興基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明に入ります。産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） 議案第5号大槌町畜産振興基金条例の制定についてご説明申し上げます。

お手元の議案第5号の2枚目をお開き願います。

今般の条例案は、長年にわたり大槌町の畜産振興に寄与してまいりました社団法人大槌町畜産振興公社の解散に伴い、同公社の残余財産が町に寄附される取り扱いとなりますことから、当該残余財産をもって基金を造成し、今後の町の畜産振興事業に充当することを目的として所要の条例を制定しようとするものであります。

第1条、設置についてであります。大槌町の畜産振興に資することを目的として、大槌町畜産振興基金を設置することを規定しております。

第2条、基金の額についてであります。基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることを規定しております。

第3条、管理についてであります。基金に属する現金は、金融機関への預金を初めとして、最も確実かつ有利な方法により保管することを規定しております。

第4条、運用益金の整理についてであります。基金の運用により生じる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理することを規定しております。

第5条、繰替運用についてであります。財務上の必要がある場合は、確実な繰り戻しの方法等、所要の事項を定めた上で、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができることを規定しております。

第6条、処分についてであります。基金の設置目的達成のための必要な経費に充当する場合に限り、基金の全部または一部を処分することができることを規定しております。

第7条、委任についてであります。この条例に定めるもののほか、基金の管理に必要な事項は、町長が別に定めることを規定しております。

附則におきましては、施行時期を規定しておりますが、この条例公布の日からとしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。後藤高明君。

○10番（後藤高明君） この基金条例をつくらなければならないという趣旨なんですが、何か前にも何でその畜産公社が解散していったかということから考えると、あれと思うんですが、というのは組合の減少だとか、いろいろなもろもろの条件があって解散に至ったわけですね。それなのに、また改めてその基金条例をつくらなければならないという、何があるのかなと思って、何か理解できないんですが、それが1点と、もう一つは残余財産という金額にすると、どのぐらいあるのかということをお尋ねしたいと思います。2点について。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） お答えいたします。

今回の基金条例の制定につきましては、畜産公社の出資金超が8割、農協が2割でございましたが、これにつきましては農協さんのほうからも理事会の段階で全額寄附をするということで承認をいただきました。これを踏まえて、これらの財源を一旦一般会計のほうに本来であれば歳入として計上する形になるんですが、これらの基金をできれば今後の畜産振興事業に役立ててほしいという畜産業者の方々からの意見、それから理事会においてもそのような内容の意見がございましたので、今回基金のほうを制定して一旦積み立てるものです。

金額は、今回補正予算で一応内容については計上してございますが、約1,870万円ほどでございます。これについては、今後いろいろ畜産公社が解散するに当たって、特に赤字、毎年500万から600万の赤字が計上されておったんですが、これらの要因の中には人件費の固定化ということもあったんですが、一番大きいものは重機、トラクターを初め重機がもう30年経過したもの、ほとんど30年以上経過したもので、これらの修理費が毎年200万から300万ほどかかっておりました。今後は、これらの更新の関係もありますので、これらについては町のほうで事務的についてはいろいろフォローしながら、国、県の補助金を導入した上で、これらについても更新のフォローをしていきたいと思いま

す。これに充てる財源として、この畜産振興基金の金額をその都度、予算のほうで計上しながら充当してまいりたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 素人考えなんだけれども、何か見通しが明るければいいんです、と思うの、私は。よその地域なんかを見ていけば、私はたまたま弟がそういう関係の仕事をやっている全国の様子を聞いているんですけども、今は牧草なんかは全部輸入に頼っているんだって。そういう日本の、岩手、大槌だけではなくて、日本の畜産業が置かれている立場なんかを考えたり、あと大槌のことを考えると、畜産農家もふえるのではなくて減少の一途をたどっているわけです。そういう中で、果たしてこういうことをやっていったいいのかなと。新山という問題もありますけれども、前も出たと思うんですが、別な活用の仕方もあると思うんです、新山については。だから、果たして私はどうなのかなと思いますけれども。畜産農家もあれなんでしょう、ふえるより減っているでしょう。その辺どうですか。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） 畜産については、今は特に例えば牛の場合には町内で約200頭前後、これはホルスタイン、乳用牛も含めてですが、200頭ぐらい。確かに畜産公社を当初開設したころから比べると、放牧牛も含めて減少傾向にございます。

ただ、このまま畜産業に対して町のほうで振興についての振興策の1つとして今まで畜産公社のフォローアップをしてまいりましたけれども、今後はこの基金を活用して新山だけではなく畜産業全般の事業支援を考えてまいりたいと思います。

それから、先ほど今後の収支ということですが、一応25年度におきましては一部放牧事業が可能となりまして、利用組合を立ち上げていただきまして放牧をしてございます。実績からすると、放牧料から経費を引いた決算見込みでは約60万ほど収入のほうに勝っておりまして、放牧についてはこれまでと同様、放牧料である程度は賄えられるのではないかと思っております。

ただ、採草につきましては、ことしの5月、6月に一旦除染、今まで除染をしてございますけれども、5月、6月に一旦検査を踏まえて採草が可能かどうか前提となりますが、それを踏まえて、もし可能となれば採草事業についても利用組合のほうで、内部的には決算を別々にするということでした承をいただきましたが、利用組合のほうと協調を図りながら、できれば進めてまいりたいと考えております。（「それでは、最後」の

声あり)

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 一般会計というか、すごく気にかかるんですけども、そうでなくても私が言うと、もう当局は何か都合がいいというか、そんなことはないというような言い方しますけれども、いろいろなよその例だとか、きのうも新聞に、毎日かな、各市町村の比較が出ていたんですけども、もう我が町は残念ながら何か見通しが私は暗いと思っています。人は減る、もう固定資産税とこの間話したならば、建物どうのこうの言いました。私が言っている固定資産税は建物でなくて、土地の固定資産税を言っているんですよ、土地。どれほどその固定資産税が減少しているかと、普通考えればわかると思うんですけども、そういう財政の暗い見通しの中で、果たしてこういう畜産なんかも一般会計云々ということになると、あれ、果たしてどうかなと私は思うんですが、勘違いしている部分もあると思うんですが、いずれ、余り一般会計に負担をかけないような方向で頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○議長（阿部六平君） 要望ですね。（「いいです、はい」の声あり）金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 今、後藤議員がいろいろ話していますけれども、今の大槌町の新山の管理維持に関しては、どうしてもやはり畜産公社がなくなった後は何らかの形で管理維持していかなければならないと、そう思っていますので、今度のその利用組合等が出てきたことで、これはまずそこでクリアできるのではないかなと、そうは思います。

ただ、ここで各釜石市とか遠野市の牧野を見た場合、やっぱり大槌町の例えば除染にしても、よその市との除染を比較した場合、話にならないくらい違うと。これは、次長たちも行って見たと思いますけれども、やっぱり今の除染に頼ってやっていたんでは、きれいな除染にならないと。恐らく若干残るのではないかなと思って山は見えています。そうした中で、先ほど次長が言ったように大槌町の新山にある農機具、これはどんどん老朽化しているから、これからは新しい利用組合に対しては、それ相当の応援してやって新しい機械を買うなり、基金もあるから、その基金を取り崩しながら、そういうことをやりながら応援していかなければならないと。

ただ、その反面は、やっぱり利用組合の人たちも応分の負担をしてもらっていかねばならないと。これは、漁業も同じですから、やはりこの新山高原の管理維持する上でも利用できるのは利用してもらっても、応分の負担というのは考えていますか。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） 利用組合につきましては25年度、先ほど申しましたとおり放牧事業について、利用組合のほうで立ち上がってもらいました。これまで、畜産公社の段階では、ある程度経営も含めて畜産公社、畜産業者、利用されている方々は特にそうなんですが、これまでは公社なり町のほうのある程度経理のほうについても、決算についても進めておった関係で、お互いに意見交換をする場というのは余り設定しておらなかったんですが、去年の場合につきましては利用組合の中でも、これらの経費、今後の経費、将来の経費のことも含めて各組合員の方々に集まっておきまして、その都度議論してございます。その中では、一応今後の経費については、それに応じた、かかる経費については、それぞれあくまでも最終的な町の行政のほうの支援を受けなくてもできるような方法も検討していこうということで協議しておりました。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 前にも副町長さんたちと話しましたが、やはり応援するには応援する、しかしながら自助努力というの、これは必要になってくるから、やはり牛を飼っている人たちがどのくらいいるかといえば、何十と数があるわけ、何十軒と。そういう数が出てくるんで、やはり山を見回りするには利用組合の人たちが1日交代で回って歩くとか、そうすれば当然1カ月に1回、回って歩く回数があるわけです。自分たちのやはり自助というこの努力もない限りは、恐らく今までの畜産公社の赤字というのは、また同じような赤字がだんだん出てくると思うんだ。今までは、確かに赤字というのが500万とかそのくらいで済んでいますけれども、それはあくまでも畜産公社の人たちが町までおりてきて道路の整備をしたり、そういうので埋め合わせをやってきたんです。それは、次長も知っているとおりでと思いますけれども、そういうことをしなくても赤字の補填をするようなことが出てきてはだめだなど。だから、やはり賄うところは自分たちの利用組合の人たちも自助努力と、こういうことを考えて、やっぱり応分の負担もしてもらい、そういう労力というの必要になってくると思いますけれども、どうですか。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） 26年度以降の採草につきましては、先ほど説明したとおり、まだ検査が終わらないと確定はしないのですが、その段階で一応見込みとして町の事務局のほうでは収支について検討しておりました。その中で、課題となるのが採

草事業の場合には特にサイレージを保管する場合、実際には町内で提供するだけでは逆に在庫がふえていると、今までも公社時代もそうだったんですが、今後はこれらについての町外に対する販売も含めて自助努力は進めていこうということは、お互いに組合のほうともお話ししておりました。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 確かに、そういうことですよ。町外に出すことによって、外貨を入れてから経営していかなければならないと。それは最も当たり前のことで、私はこうしてよその牧野を見てきたときは、みんな集まって山に、そして例えばデンボクの整理とか、そういうことをやっているんです。冬場、大槌町のこの新山を見た場合、ネットはそのまま、配線もそのままというような状態が見受けられるんです。やはり、それを皆さんで、利用する人たちで集まって、そういう冬になるときの対処とか、春になったらそのときの対処とかと、そういうのをやっぱり自助でやらないと、恐らくせっかく新山高原に張った電牧だって網だって、これはただどんどん劣化して落ちていくだけです。そこはきちっと相談しながら、やっぱり利用する人たちと相談しながら、よい方向に向けていただきたいと思えますけれども。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 後藤議員、また金崎議員がおっしゃるのも、どちらも正解というか、方向性はあると思います。

また私は一歩違った方向性、牛が少なくなるとか、いろいろな話が出ていますけれども、この震災において大槌という名前は、変な意味というか被災地の、大きい被災を受けた大槌町という名前が挙がっております。この1次産業、海の部分に対してはかなりのお金が入った。では、1次産業は海だけですか、そうではない、農業、林業といろいろな部分がありますけれども、全国でもいろいろなところがありますけれども、例えば大槌町、牛の飼っている方々に、全国の方々に牛のオーナーになってみませんかとか、そういう部分で、そういう牛をふやす、牛をふやした上でいろいろな部分の収入、またそのオーナーの人たちにもいいことがある、ましてや新山もたくさん使える、そういう方向づけというものの考え方はおかしいでしょうか。そのところをちょこっと1回お聞きします。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） 牛のオーナー制度については、他県でもいろいろ制

度的に進めているというのは存じております。ただ、具体的に町のほうでは今のところ、これについては具体的な内容についてはまだ協議してございません。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 協議しないなら協議するべきであって、それは利用組合の方々とかいろいろな部分の会議とかで人口が少なくなる、牛も少なくなる、これは比較ということ、同じものだと考えるべきか考えるべきではないか、それはさておいて、少なくなるものに対してどう対処するべきか、それが産業振興課であり、またここにいる町議であり、大槌町民の最終的には財産です。収益です。財源を保つために、少なくなる、それに対抗するという言い方は妥当か妥当でないかわかりませんが、それに対してどういう対処、ぶつかっていくべきです。このぐらい、こてんぱんにやられた町なんだから何にでも、話し合いは何回してもただです。その中から生まれる言葉、方向性というものが大事だと思いますけれども、そういう方向性のものについて、利用組合と町のほうは話し合うつもりは持っていますか。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） 議員の建設的な意見、本当にありがとうございます。これにつきましては、いろいろ各市町村の、他市町村の制度等についても資料等を取りまとめて利用組合、特に畜産農家の方々にも提案して、いろいろ内容について協議してまいりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 財産を寄附されたということで補正のほうに1,877万1,000円、それで来年度の予算のところを見ると基金として800万、その差額が出た理由をお願いいたします。要は、補正で1,877万1,000円入っているわけですね。ただ、26年度に基金として積み立てるのが800万となっているわけです。残りの1,077万1,000円は、どういう形の使われ方をするのか。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） 基金に積み立ての金額は、今回補正予算で計上してございます。当初予算に計上している800万については、26年度の畜産事業に基金から繰り出しするというので、これを活用して先ほど申しました県の補助事業等を踏まえて事業を行うということでございます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） ということは、合わせてということで解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） あくまでも基金に繰り入れする金額は、今回の補正予算で、この先ほど申しました金額を計上します。これを毎年、財政当局等と協議しながら一部を繰り出して、それを畜産業振興事業の財源として充当してっていくもので、26年度の当初予算では、基金に一旦造成した金額の中から600万を一旦繰り出して事業に充てるということの内容です。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 私も利用組合の構成員でありますので、なかなか立場上、難しいところもあるんですけれども、議員という立場で一言お話ししたいと思います。

昭和40年代から50年代にかけて北上山系開発がありまして、あそこはかつては町もセンターを運営してきました。ただ、時代の流れとともに年々、皆さんおっしゃるとおり減少傾向にあって、今がその歯どめをかけなければいけない時期に来ているのかなと思います。確かに、農家の中には高齢化も進んでいますけれども、その中においても若干後継者等も育っていますので、やはりそこらこらを考えて、まず歯どめをかける時期だと思いますので、議員の皆様も、まずそこら辺はご理解してもらいたいと。

あとは、今後におけます利用組合の自助努力というものは、やはり応分の負担という言葉も出ています。組合員も、そういうふうにならぬようなおんぶにだっこではないんだということをそれぞれの利用者が思っておりますので、今後はまずそういうことで取り組んでいくと思いますので、まず今後とも行政のほうも、まずバックアップのほうをお願いしたいと思います。

以上、要望です。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 農協には農家組合という地域組織がありまして、それでその中でちょっと今、耕作放棄地というか、そういうのがふえてきております。そして、そこに草が生えたり、それで鹿とか熊とかの被害が大きくなったりということで、これを何とかしようという話し合いが持たれまして、高齢化しているわけですので、その放棄地の草刈りというのも大変だし、ここに家畜を放してはという、そういう話も出ています。具体的にはまだ進んではおりませんが、今後そういう家畜を放したりとか、放牧

というか、集落ごとにそういう耕作放棄地を解消するために、こういう基金は使えるのでしょうか。お聞きします。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） 今回の基金造成につきましては、町内の畜産業の振興という前提でございますので、今のところ新山を限定したところで進めてございますが、内容については今後協議してまいりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 農業振興、畜産という名目ありますので、冬場にはどうしても牧草を保管するというか、そういう設備というか、買い取らなければならない可能性も出てくると思うんですけれども、これからの集落の環境を維持するという面でも、やっぱりもうちょっと地域の人たちも含めて考えなければならないと思いますので、その辺柔軟に対応できるよう、よろしくお願ひします。

○議長（阿部六平君） 要望ですね。（「はい」の声あり）阿部義正君。

○13番（阿部義正君） 畜産振興ということで、公社の設立当初からの話は、さっき東梅議員が話したとおりでございますが、頭数が減っているというのは、23年の原発事故により放射能が出て、新山の草地を使えなくなった、そういう状況の中で若干頭数を減らしている人もございます。やはり使えなくなった分、現在は輸入乾燥、代替飼料でその分をカバーしているわけでございますが、現在の円高で配合飼料、輸入飼料に頼っている、餌高とか燃料の高騰などで畜産経営は大変厳しい状況は、そのとおりでございます。しかし今、世界的なTPP交渉とかそういった話も進んでいる中で、我が国の畜産の中で生き残られるというか、海外と勝負しても勝てるというのは和牛ではないかともいわれております。宮崎の口蹄疫とか今回の地震で、日本全体の頭数的なものも少なくなっているわけございまして、そうした中でこの地域でどうやって生活していくか、そういうのを考えた場合に、畜産も1つの方法ではないか、そのように私は思っております。

公社が解散した中で、今回のこういう畜産振興基金をつくるということは、大槌町のこういう雇用の場を失った中で、定住化対策の1つにもなるのではないかなど、そのように思っておりますが、その辺のところを町長はどのように考えているか、お伺ひいたします。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 今回、畜産公社から利用組合ということで、この利用組合等については大変、利用組合の畜産農家等とお話を重ねて、今回こういったことになったわけでございます。この畜産公社、畜産振興につきましては、1次産業は水産業ばかりではないわけでもございまして、林業、畜産、それから農家、農業というのものもあるわけでもございまして、これからのこの産業の振興する中で、新たなTPPの要素も踏まえながら、町としても雇用の機会の確保の観点からは、工夫あるこの畜産の振興というものも必要ではないかと思っております。したがって、先ほど言ったように水産業ばかりでなく、この畜産振興についても、さまざまな視点から研究していくという視点に立ちながら対応していきたいなと思っております。（「進行」の声あり）

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第5号大槌町畜産振興基金条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第3 議案第6号 大槌町町営住宅基金条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程第3、議案第6号大槌町町営住宅基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、議案第6号大槌町町営住宅基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

次のページをお開きください。

第1条では、設置する理由について規定してございます。

第2条では、基金に積み立てる額の決定方法について規定しております。

第3条では基金の管理について、第4条では運用益金の整理について規定しております。

第5条では基金の歳計外の繰りかえができる規定を、第6条は基金の処分を、第7条では委任について規定しております。

また、附則で公布の日から施行することを規定しております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） この基金条例ですけれども、財源のほうは恐らく家賃の収入源になってくるかと思うんですけれども、何割程度積み立てていく計画でありましょうか。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） 一応、家賃収入、共益、それと駐車場料金、全て歳入で入ってくる部分について全額、一旦積み立てて運用するという形になります。

○議長（阿部六平君） よろしいですか。（「オーケーです」の声あり）野崎重太君。

○12番（野崎重太君） このことについては、どうということはないんですけれども、先日、全協の中で副町長さんが、家賃が机の引き出しに入っていたんだからどうのこうのという説明がありましたけれども、本来ならばああいうことは、私は信用しているわけではない。机にあるんならば出せばいいことであって、それが改めて、それこそ我々に説明するということは、そこに何がしかの別な理由があったんではないかなど。我々議会というのは、そういうところだけ見たいものだから、そういう勘ぐりといえは勘ぐりかもしれないけれども、そういうふうに感じるが多々あるわけなのが、皆さんはどうだかわからないけれども、私はそう思っています。だから、そういうことのないように、これからはそれこそ公務員は公務員らしく、そうしてやっていってもらわなければ何かそれが癖になって大変なことになれば、それこそ山田町のNPOだか、そんなことまでは言いたくないけれども、そういうことにならないような、もう少しビツとしてやってもらいたいと、そういう意味でやっているんですけれども、今後どういうふうにするの辺のところを対応していくのかをお伺いしておきます。

○議長（阿部六平君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木彰君） 全協でのご説明ですが、現金の取り扱いについてはきちっとして規定がありまして、いわゆる職員は現金を保有するということはありませんということ、入りましたらば直ちに収納手続をとるという形が本来の現金取り扱いなわけですが、今般の場合については、それを事務の繁雑さというか、忙しいというのに紛れて机の中で保管していたということで、本来的にそういう事務は現金とすればあり得ないということで、ご報告申し上げたということでございます。したがって、そういうことはもちろんあってはならないということでございますので、今後はきちんとし

たそういった事務については、いかに忙しいであろうが何であろうが本来の事務手続を徹底したいというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） ちょっと補足で説明させていただきます。

26年度からは、全てにおいて納付通知書等で処理し、口座引き落としの手続に向けて事務処理をしていく方向で考えております。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） ちょっと確認であります、かつて雇用促進住宅を定住促進住宅で町が受けたとき、耐用年数等の絡みから、解体時の費用も積み立てておきましょうよということでやっていると思います。今回、このこれから建つ災害公営住宅等は向こう数十年間は大丈夫だと思うんですけども、町営住宅の中にも結構この耐用年数経過があるのもあると思うんです。そこで、いつかは古くなれば解体をしなければいけないという時期も来るわけです。この中では、建設、修繕、改良等をまず費用に充てるんだと書かれていますけれども、解体を見越した積み立てというのも視野に入れておいたほうがいいのではないかと思うんですけども、これはそれを含むという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 全くそのとおりでございます。それと、今定住促進のほうは取り壊す部分は基金を積んでございますけれども、今回の基金の趣旨としましては、今言ったように980戸という大きな災害公営住宅ができる中で、その後空き室が出てくる可能性も高いと。その中で今回は、今回の東日本特区法の中では用途廃止をするまでの期間も短くすることができるということで、今回岩手県内の災害公営住宅はそういった特例を受けてございます。したがって、そういった場合の取り壊しを前提としたことで、こういった基金を積み立ててございます。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） これには直接関係ないんですが、東梅康悦議員の質問に関連して、この間、住宅料の集金の仕方について、雇用促進の場合どうでしたっけ。それちょっともう一回。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 定住促進住宅は指定管理者制度で、今管理者というところに

指定管理を今お願いしてまして、それで基本的な家賃については口座振替でいただいております。そういった部分では、一部代理的に管理人が集金するような仕組みになっていまして、ただ震災後そういった口座振替ができない状態になったことで、今は管理人さんが集めて持ってくるというような状態になってございます。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） それで、あれを購入する時も議会もいろいろ、いろいろな意見が出て、買うことになったわけです。というのは、当時の町民の住宅事情からということで古い建物であるけれども、使えるだろうということで購入したわけですけれども、それで今説明ありましたが、やっぱり集金の仕方、今管理人制度云々という話、当時はそれでよかったかもしれませんが、やはり未然に事故を防ぐためにも、やっぱり口座振替だとか、あるいは納付書で納めさせるとか、余り第三者を経由しない形で納付させるような方法を考えていただければなということで、あえて質問したわけですけれども。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 全くおっしゃるとおりで、今後そういったところについては改善していきたいというふうに考えてございます。

○議長（阿部六平君） 進行します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第6号大槌町町営住宅基金条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 議案第7号 大槌町公文書公開条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第4、議案第7号大槌町公文書公開条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第7号大槌町公文書公開条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本町における公文書の公開については、町民に対し町政の説明責任を全うする観点か

ら実施機関が保有する公文書及び公開請求者の範囲を拡大し、町民に開かれた行政の実現を目指すものであります。

第2条定義第1号において、磁氣的記録を公文書にするものであります。

第5条公開請求権者等においては、これまで住所を有する町民、町内に事務所、事業所を有する個人、法人、団体等であったものを実施機関が行う事務または事業に利害関係を有するものを追加するものであります。このことにより、住所を有しない方でも復興事業における土地区画整理事業や、防災集団移転事業における土地に係る利害関係者であれば公文書の公開請求者になることができるようになるものであります。

なお、本条例は平成26年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第7号大槌町公文書公開条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第8号 大槌町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第5、議案第8号大槌町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木健君） 議案第8号大槌町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

ページをお開きください。

社会教育法の一部改正に伴い、大槌町社会教育委員の委嘱の基準を定めようとするものであります。

第1条第2項のところにありますが、（1）学校教育の関係者、（2）社会教育の関係者、（3）家庭教育の向上に資する活動を行う者、（4）学識経験のある者という

ころを委員の基準ということで今回改正するものです。

以上でございます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） この学校教育の関係者、社会教育の関係者、それから家庭教育の向上に資する活動を行う者ということで大きく、大ざっぱというか、あれなんですけれども、学校教育の関係者という中にPTAとか教育振興に携わった方とか、そういう方たちも含まれると思いますし、それから家庭教育という部分について、これはこの活動の判定というか、そういう任命に当たっての判定というか、判断基準というのはどのようなものでしょうか。

○議長（阿部六平君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木健君） 学社融合というふうに文科省は既に言ってきています。したがって、社会教育のみならず学校教育と一緒にやるんだということにかかわるんですが、当然のことながら学校教育のみならず社会教育の部分でも家庭教育は物すごく大事な位置を占めるということの認識には立っております。したがって、どういった方が適当なのかということに関しては、ここの中には盛り込まれてはおらないんですが、そういったことに、学力の向上も含めて家庭教育の資質の向上にいろいろな活動をされている方が当然いらっしゃるわけですので、その活動を実際にやってこられた方々の中から選ぶということなども今後考慮する必要があるかなというふうには考えております。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 一部を改正する条例で、一番下を見ると理由が書いていますけれども、社会教育法の一部改正に伴い、これは上から義務づけられたんですね、右側の内容は。今その（１）、（２）、（３）、こういうのをちゃんと上からね、はい、であればわかりました。

○議長（阿部六平君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木健君） いわゆる第3次一括法が4月1日から施行になるということで、その関係で細かいところを各市町村が直していくということの1つが今回の一部改正です。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 一部改正ということなんですが、改正がなくとも大体の市町村ではこういうことを考慮しながら決めてきたわけですよね。ということで、はい、わかり

ました。

以上です。

○議長（阿部六平君） 進行します。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第8号大槌町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第9号 大槌町廃棄物の処理及び清掃に関する手数料条例等の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第6、議案第9号大槌町廃棄物の処理及び清掃に関する手数料条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第9号大槌町廃棄物の処理及び清掃に関する手数料条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、消費税法の改正を受け、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、第1条において大槌町廃棄物の処理及び清掃に関する手数料、第2条において大槌町道路占用料徴収条例、第3条において大槌町下水道条例、第4条において大槌町簡易水道事業給水条例、第5条において大槌町簡易給水施設の設置及び管理に関する条例、第6条において大槌町上水道事業給水条例、それぞれの条例の一部を改正して、各条例の手数料及び使用料について改正を行うものであります。

なお、第5条大槌町簡易給水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、給水料金及び使用料に関する規定について、大槌町上水道事業給水条例を準ずると改正するものであります。

附則において、この条例は平成26年4月1日から施行するものであります。

なお、今回の増税において町民生活への負担軽減の視点から、公の施設の使用料、学校給食費、保育料及びケーブルテレビ加入金及び使用料については、料金を据え置くも

のであります。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 水道料金についてであります。大槌町は、災害によってまだ十分な仕事とか生活が成り立っているわけではございません。そういう中で、最低限の生活というか、このライフラインの一番大事な水というものに関して、もうちょっと待ってほしいなど、そういう思いでちょっとこの部分に対しては私自身、値上げに反対をしたい、そういう思いでございます。

○議長（阿部六平君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第9号大槌町廃棄物の処理及び清掃に関する手数料条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第10号 大槌町託児所設置及び運営に関する条例の廃止に関する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第7、議案第10号大槌町託児所設置及び運営に関する条例の廃止に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（今 俊晴君） 大槌町託児所設置及び運営に関する条例の廃止に関する条例について、ご説明を申し上げます。

大槌町託児所につきましては、昭和54年度に、その前身でございます町立小鍬保育所として設置、運営を開始いたしまして、平成19年度からは現在の設置条例に基づきまして一ノ渡、長井地区など5つの行政区の児童を対象といたしました、いわゆる児童福祉法でいうところの認可外保育所として、これまで運営をしてきたところでございます。

今般、入所を希望する児童が減少いたしましたほか、今後も入所児童数の増加が見込

まれないという状況でございますことから、平成26年3月末日をもって閉所をさせていただきます、この施設に係る条例を廃止しようとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日は平成26年4月1日からとしております。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 現在のこの児童数と、その次の見込みについてお知らせください。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（今 俊晴君） 現在、入所しております児童数は8名でございます。それから、平成26年度の入所児童数につきましては、当初の希望では2名の保護者の方がご希望されていましたが、結果として2名になりましたというようなお話をさせていただいたところ、別の民間の保育所のほうをそれでは希望するというので第1希望を変えまして、結果としては26年度はゼロということになっております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） これに関連してということ、託児所、私が毎回言っている部分については保育所です。唯一、大槌町に残っている保育所が1つあります。それに対して、大槌町の復興計画の中に保育所のあり方についてというのは、ほとんど載っていないと思いますけれども、載っていたのかな。それを私は今後どういう場所につくるのか、継続するのか、または民間のほうにするのかということは何回も言っていますけれども、方向性というのは町当局のほうでは、もう決めてあるのか、まだまだ保育所というものに対して私は保育所は大事だと思っておりますけれども、町当局はどういうお考えでしょうか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（今 俊晴君） 小松議員のご質問は、仮設の安渡保育所のことだと理解しておりますが、前回もご質問いただいたときにお答えさせていただきましたとおり、今の時点ではまだ仮設の安渡保育所について、継続等のあり方を含めまして、方向性をまだ出しておりません。来年度の前半に、子ども・子育て会議の中も活用させていただきながら、あり方について検討させていただきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） まだまだ決まっていない、方向づけというものの、そのときにはちゃんと親の方々、やっぱり大事なものは町民の意識で、町にお頼み申し上げますと、町は

それに対して受けるべきであるとは思っております。最後に残された町の施設であるということの大事さ、なぜそこまで残ってあったのか、町民意識、安渡の方々の意識、そういうもの、それから子供の声をまた聞きたいという安渡の方々がおります。そういう部分に対して多大なる町のお言葉をいただければと思っておりますけれども、今後の会議には私もなるべく参加したいと思っておりますけれども、そのところよろしくお頼み申し上げます。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） ここに提案されたということは、地元の議員さんたちも納得の上でこうなったのだらうと思っております。何が原因かといえば、子供が少ないのが一番の大事なことですけれども、当時何年か前に浪板の児童館というのが、それこそ閉所をするときには、当時の山崎町長と私が、この議場の中で大したけんかをしたもんです。残す残さない、さまざま。それでも2年、3年延ばしながらやったんですけども、結局負けましたけれども。実際的に、これから高台移転とかさまざまなかあれで、これから住宅が小鎚でも金沢でも奥のほうに上がっていくんですけども、何かのときにまた復活、今ここに廃止ということだから、もう終わりだと思うんですけども、そういうことは一切考えていないのかどうか、まず1点。

それから、働いている職員も臨時だらうと誰だらうといたと思うんですけども、その身の振り方はどのようになっているのか、その2点をお伺いいたします。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（今 俊晴君） 今後の託児所閉所した後の関係ですけれども、今現状では先ほどご説明申し上げたとおり、なかなかその5つの地区の子供たちが、預けられる児童がふえないというような見込みではございますが、今後の状況の変化に応じて何らか一定の形で保育サービスの提供がこの地区で必要だというふうになった際には、また検討してまいりたいと思っております。

ただ、今の建物をそのまま使うかどうかというのは老朽度の関係等もございまして、この場所が適切なかどうかも含めて、考える必要があるかなというふうに思っております。

あと、もう一点は今働いております保育士さん、臨時の保育士さんでございまして、臨時の保育士さんにつきましては、現在町内でも保育士の不足というふうなことが言われておりますので、民間の保育所でございましてか、そういったところへの移籍も含め

て調整をさせていただいているところでございます。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 先ほども触れましたけれども、実際的にこの子供というのは大体5年ぐらい前しかわからないんです、正直言って。まだ結婚するも妊娠しないもわからないまま、あきの5年間というのがあって、そこでこれからの子供がどうだというのは数字はわかるんですけども、それ以前はわからないんだと。あるときのインフルエンザではないですけども、結婚がばかはやりにして誰も彼もが結婚するようになって、子供がふえる可能性もなきにしもあらずだ。そのときの対応のためにも、今言ったような考え方をしかるべき、もし何かのときにはまた復活するんだ、建物は例えば老朽化でだめだったらだめでもいいが、そのぐらいの考えがあっても私は地域のさまざまなところに、ないよりは本当はあったほうがいいのさ。だから、そういうふうなことも安渡を含めてもそうですけれども、そこら辺のところも、いつでもゆとりがあるような考え方を行政は持っていて、何でもかんでも排除すればいいのではなく、その辺のところも少しはどこかの片隅に、心に入れておいたほうが私はいいと思います。終わります。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 今、野崎議員のことにに関して全く同感でございまして、関連なんですけど、大槌町は保育所の再編計画とか、震災前からいろいろな議論をしまいいりました。小松議員のおっしゃる意見ももつとも、地域に子供の姿がなくなるとは何か地域が疲弊していくような気がするんです。まして、片方では高齢化と言っていて子供が少ないと言われているわけだから、言葉で言われて目の前から子供たちがいなくなったら余計取り残された感がある。でも、行政の責任として、やはり費用対効果の話が必ず出ると思うんです。でも、インフラの整備とは違って費用対効果の話だけで福祉を語っては、なかなかこれは進まない。その妥協策の中で国は来年度以降検討して、小規模の保育園だとか、そういうのを認めていこうだとか、あと保育所の分園化を認めて、分園化は今でも認められていますけれども、そういう流れにはなってきています。行政であることが全てだとは思いませんけれども、今回は条例が廃止になるわけで、行政の一定の責務は終わると。託児所ですから、認可外保育所ということで手弁当で今通っているわけですね。普通であれば、給食が出たりとかという環境の中で保育が行われるのが、認可という言葉を借りて言うと、それが正当なんだということになって、仮に小槌地区にこれから、この前消防でパレードしたときも結構住宅が建ってきているんですね。

基礎がどんどん開拓になったり、これで結婚なさる家庭、家庭というか、新居をそちらに持つ方があって、事業所も小鎚地区にも大きな事業所もありますし、そういう関係から、例えば小規模の保育所の定員が15名定員というような話もありますので、そういうことが見込まれたようなときには、積極的に行政のほうからも民間保育所に声をかけて分園化の方法はどうなんだとかということをやっぱりフォローしていかないと、行政の責務は終わるわけではないと思うので、そのことについてお考えがあればお願いします。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（今 俊晴君） 今、議員おっしゃいますとおり将来の住宅環境等が変わってくれば、当然この地域でもまた保育サービスの提供が必要になる場合もあるかと思えます。今、新しい今度の子育て支援法の中では、保育所の定員は基本的には20名以上のニーズがあるということが定員上は決められております。ですので、それ以下、19名以下であれば、いわゆる今議員おっしゃられたとおり小規模の保育でありますとか、あとは分園の制度というようなことを活用しながら、そのニーズがどの程度あるのかということも見きわめながら考えていかなければなりませんけれども、あともう一つは小規模の保育所にする場合であれば、今おっしゃられた給食の提供、いわゆる今あります保育所や幼稚園のバックアップをいただきながら、その給食をいかに提供するのか、小規模であれば単独で調理施設を設けなくてもいいんですが、そこの部分のバックアップの必要性を地域のバランスを見ながら、どういうふうに考えていくかというような問題もござりますので、そういったところを来年度、子育て支援法の対応準備の中で、あわせてニーズも含めて考えてまいりたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） その定員によっては、弁当でなくて外注も認めるようなところもあります、弁当方式にするところもありますので、いずれ基本的にはその地域から子供たちの姿が消えるようなことが、できればなくならないように、そのためには行政のフォローで民間活力を使いながらというのが一番健全な方法かなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 意見です。金沢もなくなってしましまして、それでまちづくり、これからの未来を語るときは、やっぱり若い人たちのそういう子育て支援も大変大事なことだと思いますので、そういうことを頭に置きながら、ただ単に費用対効果だけでも、

人数が少なくなったからではなく、やっぱり1人でも2人でもいるのだったら、どうかして育てる、支援するという、そういう気持ちを持っていただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（今 俊晴君） 必ずしも費用対効果だけ見ているわけではなくて、今回託児所についても、地域にご相談させていただいたときに、その地域のニーズとして託児所が今後必要なのかという観点で、ご相談をさせていただいたところです。保護者の方々にいろいろご意見をいただきますと、やはり保護者の方はどうしても町の中心部でありますとか、あともしくは釜石市、そういったところに働きに行くに当たって果たして今の託児所の位置にそのまま置くことが保育をお願いするときに適切なかどうかと、そういうふうな疑問を持っていらっしゃる保護者の方もいらっしゃいました。そういったニーズを今回確認させていただいた上で、今回は対応させていただいたというふうな経緯もございますけれども、できるだけ子供たちの保育環境の適正化と、あとは保護者の方々の意向も踏まえながら、今後考えていきたいなと思っております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 私が今言いましたのは、そのニーズだけではなく、まちづくりとしてどのような支援があるかも考えてほしいという、その若い人たちの子育て支援、その一環として、そういう1人、2人どうなんだろうという、そういうこともこれから考えてほしいということです。よろしくをお願いします。

○議長（阿部六平君） 進行します。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第10号大槌町託児所設置及び運営に関する条例の廃止に関する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時20分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時08分

○

再 開

午前11時20分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

総務部長から発言を求められておりますので、発言を許します。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第9号大槌町廃棄物の処理及び清掃に関する手数料条例等の一部を改正する条例について、私のほうからご説明申し上げた点で誤りがありますので、訂正をさせていただきます。

保育料につきましては、私のほうの説明は料金据え置きと説明申し上げましたが、これは非課税対象でありますので、対象にならないということであります。訂正をして、おわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。

○議長（阿部六平君） 総務部次長。

○総務部次長（澤舘和彦君） 私のほうからも、ちょっと補足させていただきたいんですが、先ほどの町営住宅基金条例の関係の積立金の関係でございます。

全額積むというふうに答弁しましたが、当面は全額積むということでございます。というのは、その8分の1の負担が出ますので、その部分に充当したいという考えもあって、当面は全額積んでいくと。ただし、その整備が終わった後については、その8分の1はございませんので、それについては維持管理費相当分を算出して、その部分を積んでいくという状況でございます。申しわけありませんでした。

○

日程第8 議案第11号 財産の取得について

○議長（阿部六平君） 日程第8、議案第11号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。学務課長。

○学務課長（鎌田精造君） それでは、議案第11号財産の取得についてご説明いたします。お手元の資料をごらんください。

本件は、スクールバスの取得に関するものでございます。本町のスクールバスは、現在マイクロバス14台、ワゴン車1台の計15台で運用しているところでございます。そのうち、大規模路線などにつきましてはマイクロバス複数台で運用しており、今回大型のスクールバスを導入することで、1台で運用が可能となることから提案するものでございます。

取得予定のスクールバスの仕様につきましては、45人乗り大型バスとなっております。

契約の相手方は、上閉伊郡大槌町大槌第13地割58番地1、総合自動車整備株式会社代表取締役阿部次男氏であります。

以上、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会で議決を求めるものでございます。

資料につきましては、次ページ以降に添付してございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） このスクールバスの導入に対して反対ではありませんけれども、今後小中一貫教育校が2年後には完成するわけです。その際には、この今現在保有している相当数のスクールバスがあるわけなんですけれども、これの運用の仕方とかというのは、もう既に考えられているんでしょうか。

○議長（阿部六平君） 学務課長。

○学務課長（鎌田精造君） 現在、復興住宅等が進んでいます。やはり、少しずつでございますが、乗車場所の変更とかがございます。まだ、小中一貫教育のところまではいっていませんけれども、今後住所変更が複雑化、多様化してくると思いますので、すぐに対応していきたいと思っています。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） ぜひ、その復校住宅、それから住宅の再建を見ながらになるわけなんですけれども、ぜひ効率のいい運行がされることを期待しますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（阿部六平君） 要望ですね。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 済みません、このバスの諸元について、エンジン型式ないのであれなんですけれども、ディーゼルエンジンですよ。

○議長（阿部六平君） 学務課長。

○学務課長（鎌田精造君） ほとんどディーゼルでございます。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） このスクールバスは大型ということなんですけれども、どの路線を想定して運行しようとしているのか、その辺のところ。

○議長（阿部六平君） 学務課長。

○学務課長（鎌田精造君） 現在、大ケ口線、これでスクールバスが3台走ってございます。沢山線も2台走ってございます。この辺で、少し大型バスを利用していかうかとい

うふうに検討してございます。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） これから、小中一貫校もそのうちできるだろうけれども、今の道路事情だとなかなか大型バスは通って歩くと逆に邪魔、邪魔ということも失礼な話なんだけれども、そういうところも懸念されるところがあるものだから、小さいバスならどこでもよけたりするけれども、そういうようなところもこれから考慮しながら事故のないような、そういう運行をしてほしいと、そういうことです。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 今後のことを心配してお尋ねしますが、まず1点は落札率の問題。何か最近テレビだとか新聞を見ていると、何か落札率が高どまりしていると、そういうことが報道されています。資材の高騰、いろいろな問題があつて、当然だと思ふんですが。ただ、かつてこの町はそれで有名になった町ですから、これからのことを考えて、まず今回このバスの落札率について、どのぐらいだったんですか。

○議長（阿部六平君） 総務部次長。

○総務部次長（澤舘和彦君） 今回のバスの件なんですが、落札率は95.60%でございます。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） それで、ちょうど95以上が多いと、そう報じられていました。心配するのは、これから学校の立地等を考えていくと、これはスクールバスは避けて通るわけにいかないと。今、十数台が運行しているわけですが、これも時間がたてば買い換えなければならないということで、かつて、ここでは固有名詞は出しませんが、町内の、いいですか、数カ所あった業者の中から毎回毎回1カ所ばかりから買うんです。議会で指摘したこともあるんですが、決してそういうことのないように、それで指名業者等も考えて、やはり幾らかでも安く買えるような方法を考えていただきたいと思ひますけれども、その辺について。

○議長（阿部六平君） 総務部次長。

○総務部次長（澤舘和彦君） 町内業者ということで、その3社を指名してやっております。震災前であれば、もう少し業者あったんですが、現在は3社で指名競争入札でやっております。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） どちらも商売で頑張っているわけだから、誤解されないように、やっぱりいろいろな業者から購入するような方向で、お願いしたいと思います。

以上です。いいです。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第11号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第12号 大槌町東日本大震災津波復興計画（基本計画）を変更することについて

○議長（阿部六平君） 日程第9、議案第12号大槌町東日本大震災津波復興計画（基本計画）を変更することについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（澤田彰弘君） 議案第12号大槌町東日本大震災津波復興計画（基本計画）を変更することについて、ご説明申し上げます。

お手元の議案書に添付しております資料に基づき、かいつまんでご説明申し上げます。

まず、趣旨についてであります。町では復興に向けた基本的な施策を示す大槌町東日本大震災津波復興計画（基本計画）を平成23年12月に策定し、平成23年度から30年度までの8カ年を計画期間とし、社会基盤整備を中心に復興事業に取り組んでまいりました。

策定以来2年2カ月余りが経過しましたが、この間のさまざまな状況の変化を踏まえ、これらの基盤の上で展開される暮らしやなりわい、保険・医療・福祉、コミュニティー、教育といった町民の生活再建に向けたソフト面に関するビジョンを明確にする必要があると考え、ソフト面を重視した復興戦略を策定し、ハード・ソフト一体となって復興を円滑に推進することを目的に基本計画を変更しようとするものであります。

次に、計画の構成についてであります。基本計画の変更にあたりましては、町民等の参画と協働により、地域住民の力を最大限に生かした計画にするため、テーマ別分科

会、地域復興協議会及び復興戦略会議等において広く議論いただき、そこで挙げられたさまざまなご意見をもとに次のとおり策定いたしました。

第1章、計画の策定にあたってでは、目的、構成及び期間、策定体制、関連計画との整合性について記載しております。

第2章、計画の理念では、戦略策定の必要性（理念）、戦略達成に向けた4つの生活基盤（空間環境基盤、社会生活基盤、経済産業基盤、教育文化基盤）に係る基本方針、復興まちづくりの戦略体系について記載しております。

第3章、復興戦略の体系では、町の魅力ある暮らしと風景を再生するための4つの基盤に係る基本方針、基本戦略、重点施策及び現状と課題について記載しております。

第4章、地域別の復興まちづくりの方向性では、地域別の基本的な考え方、復興方針、復興イメージを地域別に記載しております。

第5章、計画の推進方策では、計画を推進するための方策について記載しております。

なお、説明は省かせていただきますが、資料1-1として2月10日の復興対策特別委員会においていただいたご意見に対する検討結果一覧を、資料1-2として1月25日から2月9日まで実施したパブリック・コメントにおいて、町民の皆様等からいただいたご意見に対する回答一覧を、資料2として基本計画（改定案）を添付しておりますので、あわせてごらんくださるようお願い申し上げます。

以上、ご審議よろしくようお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第12号大槌町東日本大震災津波復興計画（基本計画）を変更することについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第13号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長（阿部六平君） 日程第10、議案第13号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（澤田彰弘君） 議案第13号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、ご説明申し上げます。

お手元の議案書に添付しております資料に基づき、かいつまんでご説明申し上げます。

町では、金沢地域において飲用水供給施設を整備し、飲用水の確保とともに衛生面の改善を図ることを目的に、平成21年度から25年度までの5カ年を計画期間とする金沢辺地に係る整備計画を策定し、事業を実施してまいりました。

本計画は、本年度末で期間満了となりますが、震災対応により当初の予定どおりの進捗を図ることが困難となったことから、これを変更し、期間を平成26年度から30年度までの5年間延長しようとするものです。

また、事業費につきましても、当初の総事業費3億950万円から平成25年度までの着工済み額1億1,202万円を差し引いた1億9,748万円に変更しようとするものです。

以上、ご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） この総合整備計画書を見て、ああよかったなと思っています。ただ、大槌町にはまだまだかん水も行き届かないところが多々あります。長井方面から金沢でも奥のほうに行けば、まだまだあります。また、さらに下のほうにもあるんです。だから、将来この総合整備計画書をつくるとき、あとの地域のことも考えながら徐々にやっていくんだか、ここが終わったら、さらにこの残っている分について検討を重ねて、さらに総合整備計画を立てていくんだか、その辺についてお聞きします。

○議長（阿部六平君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木彰君） この計画は、辺地債を借り入れるための前提としての計画でもあります。いずれ今言うとおりの、いろいろな辺地での整備計画は今後いろいろと考えられると思いますので、その都度といいますか、そこで計画した段階でここに計上して議決をお願いしたいというふうを考えています。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） まず、ありがとうございます。そして、できるだけ集落が固まっているようなところ、戸沢地区とか、まだまだやっていないところがありますので、重点的にそういうところをやりながら、残っているところについては下水道みたいに手足を伸ばすとか、そういう方法でもとりながら、大槌町のこの辺地の水ですから、やっぱ

り命の次に大事な水ですから、その辺についてはきちっと検討して計画を立てていただき
きたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第13号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決いた
します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

○

日程第11 議案第14号 工事請負契約の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第11、議案第14号工事請負契約の締結についてを議題といた
します。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、議案第14号工事請負契約の締結についてご説明申
し上げます。

1、契約の目的、新町仮設小中学校グラウンド整備工事。

2、契約の相手方、岩手県上閉伊郡大槌町大槌第22地割字下野216番地、松村建設株
式会社代表取締役天満昭広です。

今回変更する議決事項は、契約金額でございます。契約金額1億4,364万円を888万
8,250円減額して、1億3,475万1,750円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は平成26年2月24日に行っております。

次に、参考資料をごらんください。

変更理由は、施工敷地内の一部において土地所有者の同意が得られなかったことから、
施工区域内の一部を除外するものです。

また、グラウンドの材料として火山灰土を計上していましたが、材料の入手が困難に
なったことから旧町営球場から転用することとし、材料費を設計から減ずるものです。

変更概要についてご説明申し上げます。

当初、延長470メートルであった側溝工を33メートル増工して503メートルとします。舗装工について、当初2万9,371平米であった舗装面積を1,961平米減じて、2万7,410平米にするものです。グラウンド、テニスコート、駐車場・取り付け道路ごとの変更する面積は参考資料に記載しているとおりでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） この同意を得られなかった分で、大変グラウンドの一部が変な形と言えはおかしいですけれども、変な形になってしまったわけです。これは仕方のないことだと思います、仮設グラウンドですので。

そこで、この仮設グラウンドの利用に当たって大変心配されるのが、今現在もそうなんです、工事車両が通行して歩くと大変粉じんが舞うわけです。この粉じん対策を学校のほうと、この使用する時間帯であるとか、常時使っているわけではないと思いますので、そういうときにはぜひ散水等をしていただいて、子供たちが快適な運動ができるような形をとってもらえればいいなというふうに思いますので、その辺を要望しておきます。

以上です。

○議長（阿部六平君） 要望ですね。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 今の寺野の球場をこっちに移すような形の仮設と思っていましたんですけれども、今後において観客席というか、そういう予定とか、そういうのはあるんですか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 正規な観客席というのは、基本的には設ける予定はちょっと今のところありませんので、ダッグアウトですとか、そういったフェンス周辺で観客といいますか、観戦をしていただくスペースはありますので、そういったところで見いただくという程度にしか、現在のところはちょっと考えてはおりません。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） こちら、小中学校の仮設グラウンド代替ということでテニスコート、確かにテニスのクラブ活動を行う生徒さんもいらっしゃいます。寺野の代替のグラウンドのほうは栄町に建設予定ということで、若者を引きつけるまちづくりということで、大体若い人の集まる場所というのはバスケットゴールがあるイメージなんです。

寺野のほうでも、小さい子供さん、遊具のほうにバスケットゴールをくくりつけて遊ばれている風景もよく見られます。そういったところもちょっと考慮して、今後計画されていっていただきたいなと思います。

○議長（阿部六平君） 要望ですか。（「要望です」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第14号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第15号 平成23年度大槌町公共下水道根幹的施設の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定その2の一部を変更する協定の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第12、議案第15号平成23年度大槌町公共下水道根幹的施設の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定その2の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、議案第15号平成23年度大槌町公共下水道根幹的施設の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定その2の一部を変更する協定の締結について、ご説明申し上げます。

1、協定の目的、大槌町公共下水道大槌浄化センター災害復旧工事。

2、協定の相手方、東京都新宿区四谷3丁目3番1号、日本下水道事業団理事長谷戸善彦です。

今回変更する議決事項は、協定の金額でございます。協定の金額22億8,500万円を1億3,125万6,000円減額して、21億5,374万4,000円に変更しようとするものです。

減額の理由は、災害復旧事業の精算見込み額が確定したことによります。

次に、参考資料をごらんください。

次のページをお開きください。

今回、災害復旧いたします大槌浄化センター、桜木町雨水ポンプ場、栄町雨水ポンプ

場、大町雨水ポンプ場の4施設について、建設工事、機械設備工事、電気設備工事ごとに変更前、変更後の協定額を記載してございます。

次のページをお開きください。

変更する協定書でございます。第1条の中の表の区分、金額と表記しておりますが、最下段の平成25年度の債務負担行為額を2億7,189万6,000円から1億4,064万円に変更し、第1条の条項の中にあるように、協定額を22億8,500万円を1億3,125万6,000円減額して、21億5,374万4,000円に変更するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第15号平成23年度大槌町公共下水道根幹的施設の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定その2の一部を変更する協定の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第16号 町道の路線認定について

○議長（阿部六平君） 日程第13、議案第16号町道の路線認定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、議案第16号町道の路線認定についてご説明申し上げます。

次のページをお開きください。

今回、新たに認定しようとする路線は4路線でございます。

道路種類3種、路線番号1150号、源水迫又線、延長244.8メートル、起点は大槌第14地割字屋敷前142、終点は大槌第16地割字大石前24です。

次に、道路種類3種、路線番号2102号、大槌学園線、延長542.5メートル、起点は大槌第16地割字大石前47番1、終点は大槌第23地割字沢山71番1でございます。

次に、道路種類3種、路線番号3062号、田屋4号線、延長54メートル、起点は吉

里々々第9地割29番2、終点は吉里々々第9地割27番6です。

次に、道路種類4種、路線番号3063号、吉里吉里筋ヶ原1号線、延長115メートル、起点は吉里吉里1丁目44番1、終点は吉里吉里1丁目52番2です。

位置の詳細につきましては、認定、廃止及び変更路線調書の図面のほうをご参照ください。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅 守君。
- 3番（東梅 守君） 路線の変更ということなんですけれども、実は名称、路線名という中に大槌学園線というのがあります。実は、小中一貫教育校は今のところ（仮称）大槌学園というふうになっていたように私は記憶しているんですが、もう大槌学園と決定したんでしょうか。
- 議長（阿部六平君） 学務課長。
- 学務課長（鎌田精造君） まだ決定してはございません。
- 議長（阿部六平君） 東梅 守君。
- 3番（東梅 守君） ということで、まだ決定していないにもかかわらず、路線名は大槌学園と名称をつけてしまうのでしょうか。どうでしょう。
- 議長（阿部六平君） 復興局長。
- 復興局長（那須 智君） 大槌学園はまだ決まってございませんけれども、この路線としては一応大槌学園ということで、今の仮称ですけれども、この部分でつけさせていただいております。
- 議長（阿部六平君） 東梅 守君。
- 3番（東梅 守君） 今の答弁だと、仮称でよろしいんですね。3回しかしゃべられないので。
- 議長（阿部六平君） 副町長。
- 副町長（大水敏弘君） 学校の名前とは、これは別に一般名称ということで、ここは文教地区、学園地区ということでございますので、学校にたどり着く道ということで、この大槌学園線というふうな名前にさせていただいております。学校の名前については、別途ご検討いただいて決めるというふうに考えていただいておりますけれども、よろしくお願いたします。
- 議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 名称のことに取りつくつもりもなかったんですけども、例えば4番の吉里吉里筋ヶ原1号線という提案がなされたときに、帰って聞いてみたんです。「どこなんですか、ここは」という。わからなかったんで、図面見て初めてわかると。何で筋ヶ原がわからなかったかという、ズーズー弁でなまってススカワラと言うんですよね、吉里吉里の人たちは。ススカワラ、ススカワラと言うのが、筋ヶ原がなまっていったという話、それはどっちでもいいです。

大槌学園線という町道の名前がつけられるのであれば、今後いろいろな、我々も吉里吉里釜石線だとかってどこを走っている道路なんだかが本当にわからないんです。これからの人は、もっとわからなくなると思う。歴史をさかのぼって、こういう土地だったんだよと表す意味ではいいんだけど、現状認識をさせる意味ではわからなくなる可能性もあるんですが、この町道の路線名というのは、例えばこういうふうに変更してもらえばもっとわかりやすい道路標示になるのではないかなと思ったときには、それは変更可能なものなんですか。いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） 手続的には名称変更というのは可能でございますので、多々あることではないんですけども、いろいろな、地名が変わったりとかしたときには変える可能性はあります。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 何で聞くかという、区画整理事業だとか高台の事業で、今とはかなり違う道路網が出るわけです。そうすれば、今まで5メートルぐらいの道路が8メートルぐらいの道路で200メートルぼんと通ってしまえば、そこは何とか線とやったほうがわかりやすいんでないかということです。それが、大槌から吉里吉里に越えてくる時に何とか何とか線とかとなっているよりは、地元の人、その土地を訪れた人もわかりやすいのではないかなと思います。これは、消防の無線にも通じるんです。何とか地域と出たときに、わからないんです。特に今、一部事務組合でやっているものだから一層迷っているんです。今後はデジタルになってピンポイントでGPSでくるからいいけれども、そういう絡みもあったり、名残も大事なんだけれども、その標示というのは非常に大事なんではないかなと思う観点から質問させていただきました。地域の要望があって、そういうふうに出た場合には、よろしく検討のほうをお願いします。

○議長（阿部六平君） 要望ですね。（「はい」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第16号町道の路線認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第14 議案第17号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

- 議長（阿部六平君） 日程第14、議案第17号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

- 総務部長（平野公三君） 議案第17号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて、ご説明申し上げます。

本年3月31日をもって解散する岩手中部広域水道企業団の本組合からの脱退並びに本年4月1日から岩手中部水道企業団の本組合加入により、岩手中部水道企業団に係る常勤職員に係る退職手当の支給に関する事務及び議会議員その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務を本年4月1日から本組合において共同処理を行うため、岩手県市町村総合事務組合規約において所要の整備を行うものであります。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第17号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第15 議案第18号 釜石大槌地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第15、議案第18号釜石大槌地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（今 俊晴君） 議案第18号釜石大槌地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて、ご説明申し上げます。

お手元の議案第18号の2枚目をお開き願います。

今般の規約改正は、平成25年4月1日に施行されております地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律におきまして、平成26年4月1日より障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法中の障害程度区分という用語が障害支援区分に改められますことから、所要の改正を行おうとするものでございます。

新旧対照表によりご説明いたしますが、規約名称につきましては釜石大槌地区障害程度区分認定審査会共同設置規約から、釜石大槌地区障害支援区分認定審査会共同設置規約に改めるとともに、審査会の名称を定める第2条につきましては、障害程度区分を障害支援区分に改めるものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第18号釜石大槌地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

あす6日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦勞さんでした。

散 会 午前11時59分